



NEWSLETTER

第 22号

150 years
of humanitarian action

赤十字国際委員会ニュースレター

【目次】

- コラム・世界の現場から 1
- 特集：“机上の戦争” 2
戦場にもはや兵士がいなくなる？
- 日本とICRCの関わり 3
- 赤十字の輪・駐日事務所通信 4

「紛争下での性的暴力を根絶させるイニシアティブ (PSVI) グローバルサミット」が、6月イギリスのロンドンで開催されました。人道支援組織から約1700名の専門家と128カ国の代表が一堂に会した場で、ICRC総裁のペーター・マウラーは次のように語りました。「150年もの間、私たちは武力紛争が一般市民に与える苦しみや痛みを軽減しようと尽力してきました。その活動は今も続いています。国際人道法に則り、性暴力に晒されるリスクが高い個人や集団を保護し、暴力のパターンを分析しています。収容所や政府当局で、政府軍や反政府軍、コミュニティ・リーダーを交えて、性暴力の加害者と対話の機会を持ちます。社会に変化が起きるまで、時間が必要です。しかし、私たちは諦めることなく、今後4年間で、コロンビアやコンゴ民主共和国、中央アフリカ共和国、マリ、南スーダン、シリアといった国々で性暴力に対する取り組みを強化していきます。

一方、武力紛争の形態が変化するなか、自律型兵器の問題にも私たちは精力的に取り組んでいます。このような兵器を使用した紛争が起きた場合、国際人道法の原則が遵守されなければならないと考えるからです。

世界の80カ国以上で、12,000人を超える私たちの同僚が支援・保護活動を展開していますが、紛争下で降りかかる難問を乗り越えるには、今まで以上に財源や人材の確保が必要です。人道支援を志す能力の高い日本の若者が、ICRCの職員となり、私たちの活動に貢献してくれることを今後も期待します。

ヴィンセント・ニコ
ICRC駐日代表

世界の現場から

イラク

2013年12月に勃発した戦闘以来、イラクでは少なくとも80万人以上が避難を余儀なくされ、何千もの人々が命を落としています。戦闘は北部のモスルから南下し、ICRCは、アンバール、バグダッド、ディヤラ、カルバラ、ナジャフ、パベル、アル・カーディシーヤ、サラ・アルディン、キルクーク、ニネベで食料や医療物資の配付を行いました。

医療分野では、イラク保健省と連携し、40万人がサービスを受けられる病院などを改装し、12,800人近くの患者にリハビリテーション・サービスを提供。不足していた医療物資を病院に届け、保健省やWHOと共に、食料や水の配付と医療支援を実施しました。また49カ所の収容所を訪問。全紛争当事者に被拘束者への人道的な待遇を呼び掛け、1500以上の家族と被拘束者の赤十字通信のやり取りを支援しました。

住民や避難民25万3000人が、安全な水にアクセスできるよう20カ所に給水所を建設し、灌漑設備を改善。戦闘による被害が大きい地域の1000人以上に、cash-for-workプログラムに参加する機会を提供しました。

ウクライナ

現在キエフ、ハリコフ、ドネツク、オデッサなどウクライナ東部で人道支援に尽力しています。激しい衝突が続くドネツク州のクラスヌイ・リマン地域には、7月初めの一週間だけで5000人もの避難民がたどり着きました。ICRCは同地域に避難している小さな子どものいる家族に、衛生用品や子ども用食料を配付。また、ルハンシクやドネツク地域で起きた衝突で負傷した1000人以上に対する医療支援も行っています。これまでに約30の病院に、外傷用包帯や緊急治療に必要な医薬品などを提供しました。

ICRCとウクライナ防衛省は、6月2日と3日にドニプロペトローウシクで軍事活動と国際人道法に関するセミナーを実施。さらに、拡大する暴力に対し円滑な人道支援が行えるよう、820万スイスフラン(約9億3000万円)の追加支援を国際社会に求めています。

イスラエル／パレスチナ自治区

ガザ北部のジャバリヤにあるパレスチナ赤新月社では、7月9日に3台の救急車が襲撃され、職員とボランティアの多くが負傷しました。

「武力による暴力の悪循環が人々へもたらす影響は、日々悪化しています」とイスラエル・パレスチナ自治区にあるICRC代表部の首席代表は話します。「市民は保護されなければなりません。いかなる状況下でも、病院と医療従事者は、業務を遂行するために必要な安全を保障されなければなりません」

犠牲者が増え続けるなか、ICRCはパレスチナ赤新月社およびマーゲン・ダビド公社と協力して、医療やその他のニーズに迅速に対応するために夜を徹して活動しています。私たちは、戦闘の激化により高まる人道支援ニーズに対応すべく、業務体系や活動範囲、安全対策を拡充してきました。

イスラエルやパレスチナ当局との対話も強化しています。軍事目標と市民を明確に区別することは、国際人道法の核であり、遵守されなければなりません。紛争当事者には、一般市民が戦闘の被害を受けないよう実現可能な予防策を取る義務も課されています。国際人道法は市民と民衆物に対するいかなる攻撃も禁止していると、ICRCは主張します。

モザンビーク

首都マプトで、対人地雷禁止条約第3回検討会議が6月23日～27日まで開催されました。この会議に参加したICRC副総裁のクリスティーナ・ペーリは、「対人地雷の使用を決して許してはなりません。新たな犠牲者が生まれる度に、地雷の完全撤廃への思いを改め、これ以上の被害者を出さないよう国際社会が足並みを揃えて行動を起こす必要性を再認識することが求められます」と呼びかけました。

ICRCは、地雷の犠牲者だけでなくその家族やコミュニティにも支援をする必要があると訴えています。また、対人地雷やクラスター弾、その他の爆発性戦争残存物がもたらす被害を軽減するために、政策提言や予防活動、外科手術支援といった活動に取り組んでいます。

【表紙の写真】イスラエル／パレスチナ自治区：24時間体制で支援活動続けるパレスチナ赤新月社

最新情報は
公式Twitterで配信中
@ICRC_jp



ICRC

“机上の戦争”

戦場にもはや兵士がいなくなる？



Bohemia Interactive

2013年5月、米国の無人機X-47Bが、航空母艦からの発艦に成功しました。米国海軍によれば、このX-47Bは、操縦士がいなくても決められた軍事目的を遂行できるよう設計されており、現在多くの国が、遠隔操作や自動システム制御機能を搭載した戦闘機の製造に乗り出しています。

ハイテクにより変化する紛争

無人機は、操縦士の生命を脅かすことなく防空域を飛行し、高速操縦や急転回も可能なため、軍事面で多くの利点があります。また、無人機と司令塔間の通信が遮断されても、軍事目的を継続するよう事前にプログラミングしておくことができます。

空だけでなく陸でも同様の動きがみられます。この15年間、何千台というロボットが即席爆発物の処理のために、イラクやアフガニスタンなどの紛争地に配備され、2007年には兵器を装備したロボットがイラクで試験的に使われました。

ロボットの活用範囲は多岐にわたり、偵察や攻

撃のために、遠隔操作で敵の支配下にある建物や領域にも侵入できます。人工知能の発展は、軍事技術の開発を飛躍的に推し進め、iPhoneのアプリで飛ばせる超小型無人機の出現も時間の問題だと専門家は指摘します。

コンピューターに人道法の遵守を求める？

技術の進歩は、製造が容易で小型かつ安価でありながら、規制が困難な兵器の製造競争をもたらしたと専門家は警鐘を鳴らします。ロボット型あるいは自動・自律型兵器には、人道面で多くの懸念が残ります。兵器の機能が向上し、標的の設定や発射の自動化が進んでいますが、果たしてこのような兵器は、戦闘員や軍事標的と一般市民とを区別することができるのでしょうか？

このような議論を背景に、新たな条約の制定や自律型兵器の使用の一時停止、禁止が叫ばれていますが、私たちは、ジュネーブ諸条約と追加議定書に基づき、新兵器の開発においては国際人道法(IHL)を遵守するよう各国に呼びかけています。

今日使用されている無人機にも人道的問題がないわけではありませんが、人間が無人機をコントロールしている限り、兵器利用における「人間の判断」が存在し、このことがIHL上重要とみなされます。

ところが、人間が介入しない自律型兵器では、事情が異なります。「兵器そのものが、戦闘員と非戦闘員だけでなく、戦闘員と投降した戦闘員や戦闘に直接参加している文民と警察官やハンターといった武装文民を区別しなくてはならない」のです。

加えて、均衡性の遵守も自律型兵器に求められることになります。軍事攻撃の際に想定される文民の被害が、軍事利益を大きく上回ってはならないからです。また、文民への被害を最小限に抑えるため、攻撃における予防措置も取られなくてはなりません。

人間が軍事標的を定める自動あるいは

は半自律型兵器でも、懸念は残ります。作戦命令が下された後、状況が突如変わって、目の前にスクールバスが現れたら？このような疑問が完全に払拭されない現状において、コンピューターにIHLの遵守を求めるのは非現実的だと専門家は主張します。

一方、自動・自律型兵器の使用が常に人道法違反に当たるとは限らないという意見があるのも事実です。例えば、自動防衛ミサイルは降り注ぐロケット弾から多くの市民の命を救っています。この場合、使用中止を政府に訴えるのは理に適っているのでしょうか？

ニワトリが先か卵が先か

政府は軍事的優位性を保つことが重要で、相手に手の内を見せるようなことはしないため、開発中の技術を取り締まる条約の起草には消極的です。また、まだ技術の立証が不十分な状況では、その技術がどんなリスクをはらんでいるのか評価するのも困難です。だからこそ、ジュネーブ諸条約で求められているように、新兵器に対して法的に吟味することが不可欠なのです。

戦争が始まってから、あるいは新技術が採用されてから対応策を考えているのは、人道支援の効果も限定的になります。自律型兵器やロボットの問題は、戦争に配備されるのは機械なのか人間なのかというIHLの領域を超

えた議論に行き着きません。そして私たちは、その答えを見つけなくてはなりません。

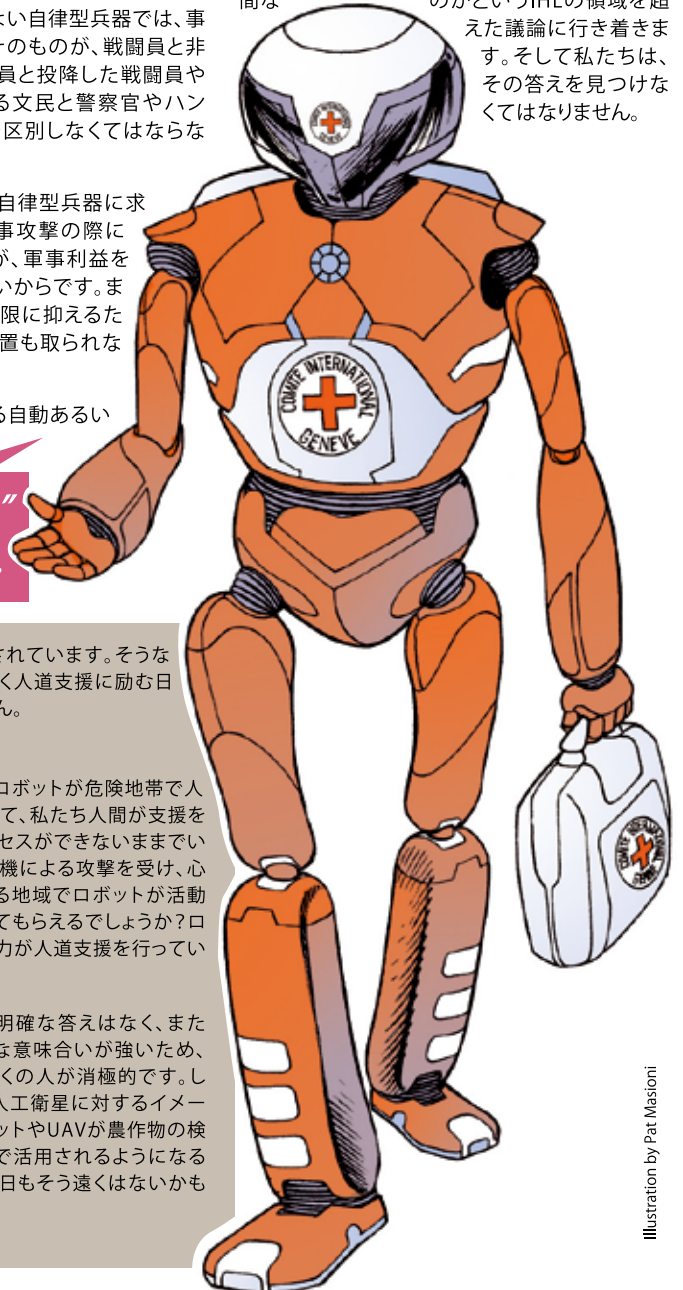


Illustration by Pat Mastioni

“やあ！わたしの名前はボット。あなたを助けにきました。”

「国境なきロボット」が人道支援活動のありかたを大きく変えるかもしれない、そんな議論がされています。「人道」から「人」を排除してしまうことで危険はあるのでしょうか？

人道支援に活用されるロボット

歩く、這う、転がる、飛ぶ、泳ぐなど様々な機能を搭載したロボットが世界中で開発されています。多くの場合、危険すぎて人間が行けないような場所—噴火口の中、海底、紛争地帯—に配備し、活動させることが製造の目的です。

ロボットを人道支援に活用するのは今に始まったことではありません。無人機(UAV)は、2013年の台風30号で甚大な被害を受けたフィリピンでも、被害状況を調べ写真を撮影するために飛ばされました。東日本大震災の後の福島第一原発の事故では、日本と米国が開発した偵察用ロボットが放射能の状況を調べるために投入されました。

技術的な限界

現在使用されているロボットは、バッテリーの容量が小さいため、重いものを持ち上げたり、瓦礫のなかを長時間動き回るなどの活動はまだ困難です。赤外線センサーや暗視スコープなど最先端技術を搭載するのも、サイズや重量、コストの面から、現段階では非現実的です。しかし、このような課題も、需要が拡大し、大量生産されることでコストが下がれ

ば解決されることが予想されています。そうなるとロボットが休むことなく人道支援に励む日もやってくるかも知れません。

国境なきロボット？

もちろん懸念もあります。ロボットが危険地帯で人道支援を行うからといって、私たち人間が支援を必要としている人々にアクセスができないままでいいのでしょうか？武装無人機による攻撃を受け、心理的な緊張が高まっている地域でロボットが活動した場合、どこまで信頼してもらえるでしょうか？ロボットを隠れ蓑に、武装勢力が人道支援を行っていたとしたら？

このような問いに対する明確な答えはなく、またUAVは依然として軍事的な意味合いが強いため、人道支援への活用には多くの人が消極的です。しかし、グーグル・アースが人工衛星に対するイメージを払拭したように、ロボットやUAVが農作物の検査など日常の様々な場面で活用されるようになると、人々の抵抗感が薄れる日もそう遠くはないかも知れません。

第二次世界大戦後、武力紛争の形態が多様化し、1949年に成立したジュネーブ諸条約を拡充する必要性が出てきました。外交会議での審議を経て、ジュネーブ諸条約を補完する新たな規定として、1977年2つの追加議定書が採択されました。本稿ではこの2つの追加議定書の成立と、日本が両議定書を締結するまでの経緯についてご紹介します。

1949年のジュネーブ諸条約と冷戦期における紛争

1949年に成立したジュネーブ諸条約は、第二次世界大戦においてこれまでの条約には含まれていなかった民間人に関する条約を新たに追加しました。第二次世界大戦では、戦争規模の拡大や核兵器の開発などにより、多くの民間人が犠牲となりました。そのため、国際社会は戦時において戦闘員だけでなく、民間人も保護の対象とするジュネーブ第四条約を締結しました。これは、武力紛争下において一般市民や民用物が危害を加えられないことを保証する大きな枠組みとなったのです。

しかし、第二次世界大戦後、世界はアメリカとソビエト連邦を中心とした冷戦へと突入します。冷戦期には、朝鮮戦争やベトナム戦争のようにアメリカとソ連がつながりの深い国に支援を行うという、いわゆる代理戦争が各地で起こりました。また、国家の正規軍による戦闘ではなく、民兵によるゲリラ戦などが用いられ、戦闘方法や手段も変わりました。さらに、第二次世界大戦中にヨーロッパの植民地だった国々が独立運動を行い、これまでの国家対国家という構図の武力紛争よりも、一国内において起こる衝突が多くなったのです。

しかし、支配国から独立するための植民地の民族解放紛争は、本国に対する反乱または内戦とみられ、本国の国内問題として国際法の規制の対象外とみなされていました。そのため1949年に成立したジュネーブ諸条約では、民族自決を求める独立紛争など、多様化した一国内での戦闘に適用するには不十分でした。

ジュネーブ諸条約追加議定書の成立

ICRCは、複雑化する武力紛争に対応できるようジュネーブ諸条約を再検討し、拡充する枠組みの必要性に1950年代から既に着目。ジュネーブ諸条約に新たな規定を追加する取り組みを始めました。1956年には新たな規定の草案を作成



し、1960年代には日本赤十字社も参加した2つの赤十字国際会議と1968年の世界人権会議で採択された決議によって、追加規定について国連とさらに検討する作業に入りました。1969年の第21回赤十字国際会議で、ICRCは国連との検討結果を報告し、参加国政府の承認を得て、ICRCの法律顧問による追加規定作成の準備作業を始めました。1971年〜74年までICRCは、日本政府を含む77カ国から専門家を集めた政府専門家会議を開催し、追加規定についての検討を行い、最終草案を作成しました。1974年〜77年にかけて4期にわたり、スイス政府が各国政府代表を召集し開催した「国際人道法の内容を再確認し発展させるための外交会議」において、最終草案が審議され、1977年6月10日にジュネーブ諸条約の2つの追加議定書が採択されました。

第一追加議定書は、国際的な武力紛争について、1949年のジュネーブ諸条約の内容を拡充し、全102条の新たな規定を追加しました。主な特徴として、民族解放紛争を国際的武力紛争とみなすと同時に、解放組織の非正規兵にも戦闘員としての資格を与えることを認め、軍隊、戦闘員、捕虜の資格に関して新しい規定を設けました。また、医療任務の一般保護に関するものも新たに規定しました。

第二追加議定書は、非国際的な武力紛争における犠牲者の保護などについて規定しています。1949年のジュネーブ諸条約では非国際的な武力紛争、いわゆる内戦・内乱については共通第3

条のみが規定していますが、この第二追加議定書は、さらに内容を拡充したもので、政府軍と反乱軍などの組織的武装集団との内戦に適用されます。

2つの追加議定書と日本

日本は、1977年に採択された2つの追加議定書に加入するまで時間を要しました。国際条約を締結した場合、その効力は国家間で発生しますが、日本国内にも効力を及ぼすためには、国内法を整備する必要があります。しかし、第二次世界大戦後、日本は紛争とは無縁であったため、紛争時の捕虜の保護などを定めたジュネーブ諸条約の国内法の整備を急ぐ必要がありませんでした。またジュネーブ諸条約における軍隊と国内での自衛隊の解釈の相違や、各国政府の議定書への評価が分かれていたこともあり、日本は国内法の整備と追加議定書への加入を慎重に検討してきました。一方、日本赤十字社は、外務省などの支援を得て、日本国内において2つの追加議定書を含む国際人道法の普及のためのワークショップやフォーラムを開き、国際人道法の普及活動に努めました。

冷戦後には多くの国が両議定書の加入国となり、2つの追加議定書は国際人道法の主要な規定と捉えられるようになりました。日本国内においても、2001年以降、紛争時の自衛隊に関する法である有事法制の整備が急速に進み、2004年、遂に日本は2つの追加議定書に加入しました。

参考文献

- Francois Bugnion (2003)「The International Committee of the Red Cross and The protection of War victims」International Committee of the Red Cross
- Sandoz, Y. Swinarski, C. and Zimmermann, B. ed.,(1987)「Commentary on the Additional Protocols of 8 June 1977 to the Geneva Conventions of 12 August 1949」International Committee of the Red Cross
- 外務省「ジュネーブ諸条約及び追加議定書の主な内容」ジュネーブ諸条約及び追加議定書 よくある質問 ■日本赤十字社「日本赤十字社史稿 昭和41年一昭和50年第8巻」
- 日本赤十字社「赤十字原則・国際人道法 普及ワークショップ報告書」 ■ 日本赤十字社(1999)「1949年のジュネーブ四条約採択50周年記念 国際人道法フォーラム 報告書」
- 日本赤十字社(2006)「赤十字と国際人道法 普及のためのハンドブック」 ■ 麻田久一(1993)「新版国際人道法」有信堂高文社

2009	2004	1977	1953	1949	1945	1942	1941	1939	1937	1931	1920	1919	1914	1904	1894	1887	1877	1876	1873	1871	1867	1864	1863		
駐日事務所開設	追加議定書へ加入	日本政府、ジュネーブ諸条約の成立	ジュネーブ諸条約追加議定書へ加入	日本政府、ジュネーブ諸条約の成立	終戦	広島・長崎原爆投下	表部設置	赤十字国際委員会駐日代表部設置	太平洋戦争	第二次世界大戦勃発	日中戦争	満州事変	ル記章受章	人が第一回ナイチンゲール国際会議	日本赤十字社の看護師3人	赤十字連盟の創設	第一次世界大戦	日露戦争	日清戦争	日露戦争	日清戦争	博愛社設立	博愛社を日本赤十字社と改称	博愛社を日本赤十字社と改称	博愛社を日本赤十字社と改称

赤十字の輪 モンテカルロテレビ祭:NHKドラマが赤十字賞を受賞

NHKスペシャル特集ドラマ「東京が戦場になった日」が、第54回モンテカルロ・テレビ祭で、モナコ赤十字賞を受賞しました。受賞にあたり、演出の伊勢田雅也さんと制作統括の篠原圭さんにお話を伺いました。

Q:モナコ赤十字賞の受賞おめでとうございます。
4大テレビ祭の一つで、米国のエミー賞、イタリアのイタリア賞、カナダのバンフテレビ祭と並ぶ国際的なテレビ祭です。今回受賞したモナコ赤十字賞は、テレビ映画6本、ミニ・シリーズ6本の12本から一作品に与えられる賞で、NHKも初めて受賞しました。番組の内容だけでなく、ドラマに込められた精神に感銘してもらったという意味では、大事にしたいと思います。

選考委員だったICRCの方からは、「It was a beautiful film. (美しいフィルムだった)」とのコメントがありました。これは、ドラマが本質的に美しかったという意味だと思っていて、赤十字の精神がドラマに込められているということと2つの面でいただいた賞だと思います。そこに「戦争を憎む」というメッセージが入っていたのがよかったというコメントもありました。

Q:ドラマ制作にあたり何が一番大変でしたか？
戦争を知らない今の若者にどう戦争のおろかさや悲惨さを伝えたいのかという点です。東京大空襲では2時間半で10万人が亡くなっていて、この悲惨さをそのまま伝えただけで、視聴者にメッセージが届くのか、という懸念がありました。また、壮絶な大空襲が題材ですが、最後は希望で終わらせたいという意図もありました。

東日本大震災では、戦争を知らない世代が非常にショックを受け、災害や修羅場から、もう一度立ち上がるという経験もしてきました。そこで、震災から立ち上がった今の日本人とリンクさせて現代の私たちに響くような東京大空襲の話にすることで、戦争のおろかさを伝えていこうということになりました。東日本を経験した今だからこそ、東京大空襲を伝える意味があると思ったのです。

命を救うために、命をかける、東京大空襲での知られざる消防士の物語

「東京が戦場になった日」が再放送されます。
NHK総合 8月15日(金)
午前0時10分～1時48分
＜木曜深夜＞

制作の裏話や撮影現場でのエピソードなど、インタビュー全文は
<http://jp.icrc.org/2014/07/16/nhk/>
をご覧ください。



年少消防官や学徒消防隊のなかには、当時のことは話したくないと口を閉ざされる方もいましたが、ドラマの随所に、お話を下さった当時の消防官の実話がちりばめられています。東京大空襲をメインの題材としたドラマはNHKとしても初めてです。

Q:タイトル通り、東京もまさに戦場だったんですね。
当時の消防隊の規律は陸軍や海軍とほぼ同じで、軍服を着ていました。彼らにとっては、火災現場に行って火を消すことが、戦地に赴くことと同義だったのです。

また、このドラマのタイトルの英訳は「Battlefield Tokyo」ですが、東京も戦禍にのまれ、戦場と同じ状

況だったという意味合いを残したくて、英訳に「東京」を残すことにこだわりました。

Q:8月に再放送されると伺いました。視聴者へのメッセージがあればお願いします。

今の日本や世界の人たちに戦争の悲惨さをどう伝えるのかというところで苦労したドラマですが、戦争は二度としてはいけないということは言い続けなくてはならないと思います。その上で、このドラマを、戦争ものということだけでなく、人間には愛情や人を敬う気持ちがあるんだという視点から見て頂ければと思います。

モンテカルロテレビ祭で審査にあたった、赤十字国際委員会(ICRC)のコメント

赤十字の7つの基本原則^{*}に謳われている、「人道」と「奉仕」の精神をドラマの中に見た。
第二次世界大戦末期に、年少消防官や学徒消防隊として消火活動や人命救助にあたった若者たちの勇気や弱者を守ろうとする志、そして気高さに感銘を受けた。

このドラマは友情と慈愛の賛歌である。
「生命力は破壊力をも凌ぐ」というメッセージが最後に心に響いてきた。

^{*}人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性

駐日事務所通信

紛争下の性暴力の防止と廃絶に向けて



ニュースレター番外編 発行

性暴力は、悲しいことに、多くの現代の紛争下で横行していて、ICRCはこの深刻な犯罪行為を予防するとともに、被害者の支援に今後とも力を入れていきます。

その第一歩として、駐日事務所は性暴力について理解を深めていただくため、広報誌『ニュースレター番外編:武力紛争下における性暴力』を発行しました。本冊子は、性暴力の性質や被害者のニーズを検証すると共に、ICRCがその防止や、被害者の保護・支援にどのように取り組んでいるのか、また性暴力の禁止の法的根拠についても紹介します。

ダウンロードは <http://jp.icrc.org/newsletter/>

“私たちは武力紛争の全当事者に対して国際人道法の義務に従って女性、男性、少女、少年を性暴力から保護し、また性暴力を受けた人に医療へのアクセスを保障するよう訴えています。

武力紛争下の性暴力は
予防可能な悲劇として認知されつつあり
国際社会もこの問題に本格的に取り組み始めています。”



イギリスで行われた性暴力に関するサミットでICRCの取り組みについて発表する総裁のペーター・マウラー



ICRC

赤十字国際委員会 駐日事務所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-13-1 虎ノ門 40MT ビル 6 階
TEL : 03-6459-0750 / FAX : 03-6459-0751

ICRC駐日事務所

検索